The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	芸術作品の発話構造と作者の倫理的責任
Author(s)	中, 良太
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2024, 10, p. 41-44
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/98146
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

芸術作品の発話構造と作者の倫理的責任

美学　博士前期課程１年
中　良太

はじめに

本発表では、芸術の発話構造が芸術家の倫理的責任の範囲を一般的な発話より小さくする可能性を示す。私たちが芸術作品を鑑賞するとき、作品から芸術家の伝えたい内容を読み取ろうとする。芸術家も自身の内面を作品に表現する。この意味で、芸術家と鑑賞者は作品を通してコミュニケーションをしていると捉えることができ、作品の意味や解釈の議論において、通常の発話によるコミュニケーションの議論が用いられてきた。そこで、芸術作品の発話構造を三木那由他氏の示す公共性基盤意味論に当てはめ、一般的な発話と異なる特徴を持つことを示す。芸術の発話の構造は、一般的な発話の構造と３つの点で異なっており、これらを承知した上で、芸術家も鑑賞者も芸術に参加し、意味内容のやりとりを行う。

この芸術における発話実践において、倫理的に問題のある発話をした場合などでは、芸術家の行為の倫理的責任が問われる。一方で、芸術的な表現であるからという理由で、倫理的責任を負う程度が弱まる時もある。作品の内容についての芸術家の倫理的責任が通常の発話実践と比べて小さくなることを以下に示す。

公共性基盤意味論

話し手がその内容を意味できたと言える時とは、話し手の内面にある伝えたい内容を、伝えようという意図を持って相手に発話し、その意図が実現した時であると考えることができる。このような立場を、意図基盤意味論と呼ぶ。しかし、この立場には反例を無限に作ることができる、これを回避するには、内容が特定できない自己言及的な意図を採用するしかなく、袋小路に陥る。三木の示す公共性基盤意味論では、袋小路を回避しつつ、話し手がある内容を意味できたといえる必要十分条件を示すことができる。三木は、コミュニケーションとは、話し手の意図を聞き手が特定することではなく、話し手が聞き手と意味する内容の合意を形成することであると捉えた。三木の示す必要十分条件は以下である。

話し手の意味が成り立つのは、以下が同時に成り立つ時、またその時に限る。すなわち、

話し手 S はある内容 p を発話 x によって意味する。
⇔ S による x という発話は、S が p と信じているという集合的信念[1]を形成することへの、S における個人的な準備の表立った表明をする。（以下、「S の準備表明」）

聞き手 A は話し手 S がある内容 p を発話 x によって意味していると理解する。
⇔ A は S が p を x によって意味していると認識し、(以下、この段階を「第一次理解」)
かつこの認識が理由の一部となって、S が p と信じているという集合的信念を形成することへの、A における個人的な準備の表立った表明をする。(以下、この段階を「第二次理解」)

これを以下「公共性基盤意味論の枠組み」と呼ぶ。S の準備表明は、具体的には、S の発話行為である。帰属する信念は集合的信念であり、個人的信念でなくてもよい[2]。他方、第二次理解の表明は、そのように理解したということを A が S に表明する。具体的には、S へ頷いたり、応答したりたりする。S はどの社会的機能[3]を用いるかを任意に選択する。A は、S からの準備表明に対し、x の社会的機能を仮定し、第一次理解を進める。両者が想定する x の社会的機能が食い違い、かつ第一次理解の段階で別の意味内容となったならば、話し手の意味は成立しない[4]。

第二次理解の表明が S に対して行えない場合、第一次理解までしか成立できず、話し手の意味が成り立っていない。S の準備表明と第一次理解のみが成立している場合を「準コミュニケーション」と呼ぶ。また、もし A が第一次理解において x の可能意味のうちで S が実際に意図した意味とは異なる意味を認識した場合、その発話の話し手の意味が成り立つには、たいていの場合これとは別の発話行為を改めて行う必要がある。このように、成立しなかった話し手の意味を改めて成立させるために行う別の発話行為を、以下「確かめ算コミュニケーション」と呼ぶことにする。

芸術の発話実践

---

[1] 集合的信念とは、ある実践内で共通認識となる信念である。例えば、ある同級生のグループの発話実践で、A さんが「〇〇というテレビドラマが好き」と言ったとき、その発話実践の中では A さんは〇〇が好きという集合的信念を形成している。一方、個人的信念とは、本当にその人が抱いている信念である。先の例でいうと、家に帰ってお母さんに「周りがみんな〇〇が好きというから、友達には私も好きと言ったけど、〇〇は別に面白くないよね」と言っていても良い。
[2] 例えば、レストランでおすすめの魚料理を店員が「美味しいですよ」と客に勧める場合、その店員が実は魚が苦手でその料理を全く美味しいと思っていないとしても、この話し手の意味の成立を通して「その店員はその魚料理を美味しいと思っている」という集合的信念を店員に帰属できる。
[3] ある発話の社会的機能とは、簡単には、その発話の意味の仕組みである。話し手と聞き手が発話の社会的機能を共有している場合、特定の発話が何を意味するかということが共通認識となっている。
[4] 両者が異なる社会的機能を想定していたとしても、偶然意味内容が同じであった場合は、共同的コミットメントを形成しても問題ないだろう。

通常の発話では、伝えたい意味内容の合意形成がコミュニケーション成立である。しかし、芸術においては、そもそもこの合意形成がなされにくいことを前提とした発話実践である。芸術の発話実践は通常の発話実践と以下の三点で異なる。

一つ目に、芸術実践においては、たいてい第二次理解の表明ができず、A が S に返答を返せない(以下、これを「手紙系の発話」)。 作品の批評や解説などの形で何かしら S に対してアクセス可能な場合は、確かめ算コミュニケーションなどを通じて話し手の意味が成立する可能性がある。その場合でも、その作品を鑑賞者が自由に受け取り楽しむという鑑賞も主たる鑑賞として十分認められる。

二つ目に、 現在の芸術実践は、不特定多数の鑑賞者の前に発話すなわち作品を公開することを前提とした実践である(以下「公開的発話実践」と呼ぶ)。 S は公開的発話実践において S の準備表明を行う。よって、S は A の持つ発話の社会的機能が予測できず、その発話からどのような意味を引き出すか完全に予想することが難しい[5]。

三つ目に、芸術作品の意味伝達においては、たいてい手紙系の発話かつ公開的発話実践であるため、A は S にアクセスできないので、第二次理解の表明をできない。かつ S も A の持つ発話の社会的機能が予測できず、その発話からどのような意味を引き出すか完全に予想することが難しい。よって、その発話の意味はたいてい A の側で適切だろうと考えた発話の可能意味とされる。S もこれを承知で発話をする(以下、これを「不完全な準コミュニケーション」)。

芸術の発話実践における倫理的責任

芸術における発話実践は、芸術家が作品を通して鑑賞者に意味内容を伝えるが、上記を踏まえると、その帰結に対する倫理的な責任はどのように捉えられるだろうか。倫理的責任とは、行為者が倫理的な規範を理解していながら、それを破っている責任である。たとえば、台風が窓を割った場合、台風に倫理的責任はないが、ある人が悪意を持って窓を割れば、その人には倫理的責任がある。

まず、芸術家はその帰結によって倫理的責任を問われるのであり、それが個人的信念か集合的信念かということは関係がない。芸術家が「これは芸術として表現しただけで、私の本心ではありません。」と言ったとしても、倫理的責任を負わなくてよいわけではない。通常の発話実践で、S が悪意を持って発話し、その話し手の意味が成立した場合、それが個人的信念とは一致しない集合的信念であっても、S に倫理的責任を問うことができる。よって、当の発話実践で何かを意味したことによる倫理的責任は、個人的信念か集合的信念かという問題と関係がない。ゆえに、①の不完全な準コミュニケーションにおいて、集合的信念が形成されていないとしても、芸術家はその

[5] そもそも多くの芸術形式が言語以外を通じて発話するので、発話の可能意味の選択には解釈行為が必要となる。そのような場合も、筋の通った論証（解釈行為）を通じて A は第一次理解を形成する。このような解釈行為は一般的なコミュニケーションにおける文脈の参照などと対応するものであるため、発話の可能意味には筋の通った解釈行為から導かれた意味も含む。

帰結に対して倫理的責任を問われうる。

その上で、上記の芸術特有の三つの特徴がゆえに、芸術家は一般的な発話実践に比べて倫理的責任を問える範囲が小さくなる。一般に、倫理的責任は、行為者における行為の意図、帰結の予見、行為の動機などが主な要件となる。しかし、芸術では、そもそも手紙系の発話が多い公開的発話実践であり、大抵の場合不完全な準コミュニケーションとなることを芸術家と鑑賞者が承知の上で発話実践に参加している。ゆえに、この発話実践において、少なくとも芸術家が意図しない意味を鑑賞者が受け取る可能性があることを芸術家と鑑賞者はあらかじめ承知しているので、上記の要件のうち、帰結の予見については問えない。ゆえに、芸術家は自らの行動の倫理的側面を理解した上で、自らの意志で行動する主体なので、倫理的責任を問える主体であるが、鑑賞者が被った帰結をそもそも予見できる限界があるという点で、一般的な発話実践と比べて倫理的責任の問える範囲は小さくなる。また一方で、鑑賞者も、芸術における発話実践のこれらの前提を承知しているので、いくら鑑賞者が捉えた可能意味が作品の意味となるとしても、突拍子もない解釈を作品の意味と主張し芸術家の倫理的責任を追及することはできない。

このように、芸術家と鑑賞者が相互に意味確定の曖昧さを承知していることが、発話実践における帰結の倫理的責任にも作用している。つまり、芸術の発話実践の特徴によって、作品が意味することの帰結の予見はそもそも問えないため、通常の発話実践に比べて、芸術家の倫理的責任は小さくなる可能性がある。また同時に、鑑賞者も自分が捉えた意味内容についてなんでも芸術家に対して倫理的責任を求めることができるわけではない。

(本文 4139 字)

参考文献

Uniacke Suzanne. 2010. “RESPONSIBILITY Intention and consequence.” *The Routledge Companion to Ethics*, Skorupski John, 596-606. Routledge.

Zimmerman J.Michael. 2010. “RESPONSIBILITY Act and omission.” *The Routledge Companion to Ethics*, Skorupski John, 607-616. Routledge.

那由他, 三木. *話し手の意味の心理性と公共性　コミュニケーションの哲学へ*：勁草書房, 2019.